

公的研究費の不正使用への対応

本学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費を適正に運営・管理するために、「関東学園大学における公的研究費の運営・管理に関する基本方針」等を定め、責任体制・管理運営体制などを整備し、公的研究費の不正使用防止に取り組んでいます。

責任体制

最高管理責任者：学長

関東学園大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者であり、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

統括管理責任者：経済学部長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者であり、不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス推進責任者：経済学科長、経営学科長、学生支援センター長

経済学科、経営学科及び学生支援センターにおける公的研究費の運営・管理について実質的な責任を負う者である。当該部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するとともに、コンプライアンス教育や、部局内において啓発活動を実施する。

運営管理体制

pdf [関東学園大学における公的研究費の運営・管理に関する基本方針](#)

公的研究費の不正使用に関する告発等

・本学が使用する公的研究費の不正使用の疑いをもたれた場合に、大学内外の方どなたでも、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、以下の告発窓口に告発することができます。告発は、原則として、顕名によるものとしますが、必要と認める場合には匿名も可とします。

・また、告発者が告発をしたことを理由として、当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように適切な措置を講じるとともに、解雇その他の不利益な措置等を行わないものとします。

【受付窓口】

〒373-8515 群馬県太田市藤阿久町 200 番地
関東学園大学 学長室

TEL 0276-32-7866 FAX 0276-31-2708

E-mail usgakuchoshitsu@kanto-gakuen.ac.jp

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

土曜日（出勤日）9時～11時30分

公的研究費に関する相談窓口

公的研究費の使用に関する大学内外からのルール等の相談を受け付ける窓口です。

【相談窓口】

〒373-8515 群馬県太田市藤阿久町 200 番地

関東学園大学 学生支援センター（科研費担当）

TEL 0276-32-7800 FAX 0276-31-2708

E-mail kyomuuniv@kanto-gakuen.ac.jp

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

土曜日（出勤日）9時～11時30分